公取

公正取引委員会

中部だより

2024年夏号（第254号）

公正取引委員会事務総局
中　部　事　務　所

公取中部だより 2024 年夏号

目　次

巻 頭 言　気になった出来事あれこれ ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

・「スマホソフトウェア競争促進法」の制定

・昨年度の中部事務所の成績は？

Ⅰ　公正取引委員会の動き ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

巻 頭 言

気になった出来事あれこれ

中部事務所長　岡　朋史

最近は、有難いことに、公正取引委員会に関連する出来事に関して、新聞やテレビで取り上げられることが増えているようです。その中で、ここ３か月あまりを振り返って、少し気になっていることを書いてみました。

なお、中部事務所限定内輪ニュースとしては、４月に２名の新人さんがスタッフとして新たに加わりました！そのうちの一人には本号でも初々しい essay を披露してもらっています。

（「スマホソフトウェア競争促進法」の制定）

最近の公取関連のニュースで、やはり、最もホットなニュースとしては、６月 13 日に国会で制定して頂いた「スマホソフトウェア競争促進法」ではないでしょうか。

この法律は、スマホの利用に特に必要なソフトウェア（モバイル OS、アプリストア、ブラウザ、検索エンジン）において競争環境の整備を行うものであり、これらソフトウェアを提供する事業者のうち規制対象事業者を指定し、指定事業者に対する禁止事項や遵守事項の整備するものです。また規制の実効性確保のための措置として、算定率 20%の課徴金納付命令等の規定を設けています。

ここでは法律の詳細な中身については割愛しますが、刮目すべき点としては、大げさな言い方かもしれませんが、ＩＴ関連分野に限られているとはいえ、競争政策のパラダイムシフトのようなものが行われたのでないかということです。パラダイムシフト、具体的には「事後規制」から「事前規制」のルール変更です[1]。

競争政策とは、経済構造(S)、企業行動（C）、パフォーマンス（P）のそれぞれの関係性を分析し、どのような仕組みでマーケットメカニズムが働かなくなっているのか、市場が機能不全に陥っているのかを明らかにし、その点を是正していく政策であると考えています。（なお、このようなアプローチを「Theory of harm」と呼んでいます。）

この考え方は、逆から考えると、一見、競争阻害的に見えても、マーケットメカニズムが機能しているなら過度な規制は控えるべきとの考え方でもあり、つまりは、しっかり検証してから対応しようというスタンスになります。自然、「事後規制」ということになりますね。

では、今回の法律で「事前規制」ルールを打ち出したのは、過剰な規制と言えるものでしょうか？私は必ずしもそうとは言えないと考えています。それはデジタルプラットフォームの特性からそのように考えました。

---

[1] なお、少し細かいのですが、企業結合に関しては従前から事前規制です。

アマゾンやグーグル、アップル等の巨大なデジタルプラットフォーム事業者が、今までの独占企業と大きく異なっているのは、ある一定の規模（クリティカルマス）を超えると、経済学でいう間接ネットワーク効果やフィードバック効果を通じて、市場の集中が加速することです。

そもそもプラットフォーム事業は、デジタル技術を積極的に用いていない時代においても市場集中する傾向はあったと思いますが、デジタル技術によってリサーチコストつまり需要と供給のマッチングに係る諸々の諸費用が劇的に小さくなることで、デジタルプラットフォーム事業においては、市場集中が劇的に進みます。このような市場集中を成しえた事業者は、強力な競争力を獲得し、他者を市場から排除することで、「Winner takes all」つまり「一人勝ち」的な状況を生み出していきます。

仮に、市場の集中によって強力な競争力を有するようになったデジタルプラットフォーム事業者が、何らかの競争阻害的な行為を行った場合はどうなるでしょうか？

必要な対応が少しでも遅れたりすると、取返しのできない大きな損失を生み出すかもしれません。そのように考えていくと、今回の法律による「事前規制」とは、デジタルという技術に対応した、新たな競争政策の在り方とも捉えることができると思っています。（このあたりについて、「公取中部だより 2024 年春号」の「競争政策、ことはじめ（その２）」においても少し解説しておりますので、ご興味があればご覧頂ければと思います。）

なお、このような動きは、国際的にも同様でして、EU（欧州委員会）では、DMA（デジタル市場法）を制定し、コアプラットフォームサービスでゲートキーパー要件を満たす大規模事業者に対して、既に事前規制を導入しています。

ちなみにデジタル事業者に対する EU の規制が結果的に世界の他地域に影響を及ぼしていくことを、欧州委員会の置かれている都市であるブリュッセルにちなんで、ブリュッセル効果と呼んでいるようです。

（昨年度の中部事務所の成績は？）

中部事務所では、毎年、独占禁止法、下請法の運用状況の公表を行っているのですが、令和５年度の運用状況の公表は、７月中旬以降になりそうです。事務所としては、いわば昨年度の“通信簿？”をお見せするようなものでもあるので、少し緊張するイベントでもあります。

現時点（６月）では計数の確認を行っている最中ですので、最終的に数字が固まっているわけではないのですが、大体の概略を見てみますと、独禁法では処理件数（警告、注意等）は令和４年度のパフォーマンスを上回りそうです。また、下請法においても８００件余りの処理（指導、勧告）を行うことができそうで、このうちの一件に関しては勧告事案もありました。勧告とは、下請事業者に与える影響の大きい事案に対する執行でして、中部事務所としては数年ぶりに行いました。

なお、今年度（令和６年度）に入ってからではありますが、独禁法に関しては、５月には、「名

古屋市が発注する中学校スクールランチ調理等業務の入札参加業者に対する件」で、法的措置として、排除措置命令及び課徴金納付命令を行いました。下請法に関しても６月には、新たに一件の勧告を行いました。これらの事案についてもテレビや新聞で報道して頂きましてので、お気づきになられた方も多かったのではないでしょうか。

これらの成果について、まだまだ不十分な面があるとのお声もあるかもしれませんが、私としては、事務所のスタッフに対して、しっかりと取り組んでいると、正直、少し誇らしげな気持ちでもあります。

ただ、あえて強調しておきたいのですが、私は執行を増やすことのみが重要だとは思っていません。何よりも重要なのは、市場において競争阻害的な行為が減少することだと思っています。そのためにも、どのよう行為が独禁法や下請法において違反や違反のおそれになるのか皆さんにしっかりとお伝えすることが大変重要な取組だと考えておりますし、このような取組についてしっかりと力を入れていきたいと考えております。もちろん、この「公取中部だより」もそういったことに少しでも貢献できればいいなと思っています。

Ⅰ　公正取引委員会の動き

令和６年４月～６月の公正取引委員会の主な報道発表について紹介します。

独占禁止法

排除措置命令・確約計画の認定・警告等（※は中部事務所が担当したもの）

- (令和６年４月22日)Google LLCから申請があった確約計画の認定について
- (令和６年５月15日)佐賀県有明海漁業協同組合に対する排除措置命令について
- (令和６年５月15日)熊本県漁業協同組合連合会に対する排除措置命令について
- ※ (令和６年５月22日)名古屋市が発注する中学校スクールランチ調理等業務の入札参加業者に対する排除措置命令及び課徴金納付命令等について

☛ Pick Up　名古屋市の中学校スクールランチ調理等業務での入札談合事件

給食分野における入札談合で法的措置を採った初めての案件です。

名古屋市が市立中学校（110 校）で提供している中学校スクールランチ（学校給食）の調理等の業務の入札において、入札参加業者８社が受注予定者を決定するなどの行為を行っていたことから、６社に対し排除措置命令を行うとともに総額３億9296万円の課徴金納付命令を行いました。

- (令和６年５月30日)青森市が発注する新型コロナウイルス感染症患者移送業務の入札参加業者らに対する排除措置命令等について

実態調査

- (令和６年５月29日)電気自動車（EV）充電サービスに関する第二次実態調査について

その他

- (令和６年４月16日)物流革新に向けた政策パッケージ関係省庁連携協定の締結について
- (令和６年４月18日)音楽・放送番組等の実演家（アーティスト、俳優、タレント等）と所属事務所との契約等についての情報提供フォームの設置について
- (令和６年４月24日)「グリーン社会の実現に向けた事業者等の活動に関する独占禁止法上の考え方」の改定について
- (令和６年４月26日)「スマートフォンにおいて利用される特定ソフトウェアに係る競争の促進に関する法律案」の閣議決定等について
- (令和６年５月28日)令和５年度における独占禁止法違反事件の処理状況について

- (令和６年６月６日)令和５年度における荷主と物流事業者との取引に関する調査結果及び優越的地位の濫用事案の処理状況について
- (令和６年６月13日)独占禁止法に関する相談事例集(令和５年度)について

下請法（※は中部事務所が担当したもの）

- (令和６年４月１日)「下請代金支払遅延等防止法に関する運用基準」の改正（案）に対する意見募集について
- (令和６年４月30日)「手形が下請代金の支払手段として用いられる場合の指導基準の変更について」の発出について
- (令和６年５月８日)令和６年度「下請取引適正化推進月間」キャンペーン標語の一般公募について
- (令和６年５月22日)生活協同組合コープさっぽろに対する勧告について
- (令和６年５月27日)「下請代金支払遅延等防止法に関する運用基準」の改正について
- (令和６年６月５日)令和５年度における下請法の運用状況及び中小事業者等の取引公正化に向けた取組
- ※ (令和６年６月14日) 三井食品工業株式会社に対する勧告について

Pick Up

愛知県に所在する三井食品工業㈱（漬物の製造販売業者）に対し、下請事業者に責任（不良品や数量不足）がないのに下請代金を減額したとして、**下請法の勧告**を行いました。

下請法違反というと、先日の日産自動車㈱に対する勧告のように、工業の分野を思い浮かべることが多いかもしれませんが、本件のような食品の分野にも下請法の適用があります（⇒詳しくはこちらから）。

景品表示法

- (令和６年５月28日)中国電力株式会社に対する景品表示法に基づく課徴金納付命令について
- (令和６年５月30日)株式会社那覇直葬センターに対する景品表示法に基づく措置命令について

【COLUMN】 右回りでお願いします

公正取引委員会　中部事務所　齋藤　誠誉

皆さん「ラウンドアバウト」ってご存じですか？　「ラウンド＝円」で「アバウト＝だいたい」だから、楕円？？？　何のこっちゃですね。正解はこちら（↓）。

中部事務所が入居する合同庁舎の前の交差点は「ラウンドアバウト（環状交差点）」になっており、この写真は中部事務所（８階）から撮影したものです。

４年前の２０２０年９月から、この交差点でのラウンドアバウトの試行運用が始まり、昨年２０２３年９月から本運用となりました。

このコラムを書いている最中、日本にラウンドアバウトが何か所あるのかをインターネットで調べてみたところ、１５５か所でした（警察庁ＨＰ（注１）。２０２３年５月末時点）。ちなみに、中部事務所管内の県別の設置数は次のとおりでした。

富山県	石川県	岐阜県	静岡県	愛知県	三重県
1	4	3	9	12	3

では、ラウンドアバウトを通過する際のルールはどうなっているのでしょうか？　この交差点を管理する名古屋市のＨＰ（注２）からイラストを引用します。

一例として、自動車が守らなければならないルールを引用しましたが、歩行者や自転車も、それぞれが守らなければならないルールが決められています。つまり、ラウンドアバウトという場所を通過する際の「お作法」が決められているのであり、各利用者がこの「お作法」を守ってこそ、皆がラウンドアバウトを安全に通過することができるのです。

実は、このことは、公正取引委員会の任務である「公正で自由な競争」の促進と、それによる成長の実現に似ているように思います。

例えば、ラウンドアバウト〔市場〕では、そこに進入してきた自動車〔企業〕は右回り（時計回り）に進まなければなりません。もしも、左回り（反時計回り）に進んでしまったら、対向してくる自動車と正面衝突して大事故になってしまいます。

また、歩行者〔企業〕は、ラウンドアバウトの横断歩道〔市場〕を渡る前は右を見て、真ん中の分離島では左を確認することが安全確保に必要です。自転車〔企業〕は、ラウンドアバウト〔市場〕内では、自動車と接触しないように（並走せずに）自動車の前後を走ることが大切です。

このように、自動車・歩行者・自転車に対する「お作法」が決められていて、皆がこれを守るからラウンドアバウトを安全に通過することができるのと同じように、市場で活動する企業がその基本的なルールである独占禁止法・下請法を守るからこそ健全な成長が期待できるのです。

ラウンドアバウトは日本ではまだ馴染みが薄く、「お作法」を知らない人が多いため、右回りであることを示す自動車向けの大きな看板や、横断時には右を確認する旨の歩行者向けの道路標示がなされています。同じように、独占禁止法・下請法についても、まずは、そのルールを多くの方に知っていただくことが健全な成長のために大切だと思います。

※ 今回の「公取中部だより」には、独占禁止法教室（大学生・院生向け）で使用している resume が掲載されています。独占禁止法・下請法の概要を知りたい方は、P20 以降をご覧ください！

ところで、交差点をラウンドアバウトにすることのメリットは何でしょう？
いろいろと調べてみたところ、概ね、次のメリットがあることが分かりました。

交差点をラウンドアバウトとすることのメリット

1　安全性の向上
・自動車の走行速度が抑制でき、重大事故が起きにくくなる。
・自動車が歩行者に道を譲る割合が高くなる。
・車道を逆走する自転車の割合が減る。

2　円滑性の向上
・赤信号による待ち時間が削減できる。
・五差路のような特殊な交差点でも効率的な交通処理ができる。

3　環境コスト等の低減
・信号機がないため、交差点の整備・維持のコストを削減できる。
・信号機がないため、そのための電力を使わない。
・赤信号によるアイドリングに伴うCO_2等の排出が削減できる。

4　災害時でも対応可能
・信号機に頼らないため、停電時でも交差点として機能する。

以上の４つのメリットのうち、「３　環境コスト等の低減」をご覧ください。

ラウンドアバウトには信号機がありませんので、まず、信号機を調達するコストは不要ですし、当然、信号機をメンテナンスするコストも不要です（調達のための「事務コスト」も不要です。）。

また、信号機は２４時間・３６５日稼働させる必要がありますが、これがなければ、そのための電力は不要となります（電気料金も！）。さらに、ラウンドアバウトは、赤信号のような「待ち時間」がありませんので、停車中の排気ガスも減りますし、長い信号待ちでイライラすることもありません。

つまり、自動車・歩行者・自転車が、それぞれ「お作法」を守ってラウンドアバウトを通過してくれるのであれば、全体として、従来必要であった様々なコストやエネルギーを節約でき、地球温暖化の原因といわれる二酸化炭素の削減にも貢献できるということです。良いことづくしですね。

このことは、企業が独占禁止法や下請法という「お作法」を守って市場で活動することを期待できるのであれば、国は規制（信号）自体を減らすことができ、かつ、規制（信号）のためのコストを削減でき、また、企業は規制（信号）が存在するが故のコスト負担から解放されることを示しています。そして、企業も国も、浮いたコストを、より必要性の高い分野に投入できるという効果も得ることができます。

このコラムでは、独占禁止法・下請法の具体的な内容には触れませんが、ここまでお付き合いしてくださった方は、独占禁止法や下請法について興味が沸いてきたと思います。

しかし、そうは言っても、独占禁止法の分厚いテキストを買って・・・というのはハードルが高すぎるので、まずは手始めに、公正取引委員会ＨＰに掲載の手軽に視聴できる動画をご覧いただければと思います（なんと無料！　会員登録の必要もありません。）。

（独占禁止法）
https://www.jftc.go.jp/houdou/douga.html#link01
（下請法）
https://www.jftc.go.jp/houdou/douga.html#link02

目をつぶって交差点に進入すれば、また、「お作法」を無視して交差点に進入すれば、大ケガをしてしまう・させてしまうことが明らかなように、市場の基本的なルールを無視して・知らずに企業が活動を行うと、その企業自身だけでなく、他の企業、ひいては国民全体に大いに迷惑をかけることになりますし、ルールを守れば得られるであろうメリットを自ら手放すことにもつながりかねません。

そんな痛い目に遭わないために、まずは、公正取引委員会ＨＰをご覧ください！（繰り返しになりますが、無料かつ会員登録不要です！）

（注１）
https://www.npa.go.jp/bureau/traffic/seibi2/kisei/roundabout/0503kanjoukousaten.pdf
（注２）
https://www.city.nagoya.jp/ryokuseidoboku/page/0000125529.html

Ⅱ　中部事務所の動き

経済団体との連携

6 月 17 日　岐阜県商工会議所における経営指導員研修（オンライン）
6 月 19 日　関係経済団体との連絡会議（オンライン）
6 月 27 日　岐阜県商工会議所における経営指導員研修（オンライン）

労務費等上昇分の価格転嫁対策

5 月 27 日　労務費指針について説明（愛知県みよし市）
6 月 19 日　関係経済団体との連絡会議（オンライン）（再掲）

所管法令説明会

4 月 16 日　一般社団法人人材派遣協会中部地域協議会における独占禁止法説明会（名古屋市）
4 月 18 日　富山県立山町における官製談合防止法研修会（富山県立山町）
4 月 19 日　富山県立山町における官製談合防止法研修会（富山県立山町）
4 月 26 日　富山県における官製談合防止法研修会（オンライン）
4 月 26 日　石川県志賀町における官製談合防止法研修会（オンライン）
5 月 8 日　静岡県建設技術監理センターにおける官製談合防止法研修会（オンライン）
5 月 16 日　富山県射水市における官製談合防止法研修会（オンライン）
5 月 20 日　三重県紀北町における官製談合防止法研修会（三重県紀北町）
5 月 22 日　独立行政法人金沢医療センターにおける官製談合防止法研修会（オンライン）
5 月 23 日　石川県における独占禁止法説明会（オンライン）
5 月 23 日　石川県における官製談合防止法研修会（オンライン）
5 月 24 日　岐阜県各務原市における官製談合防止法研修会（オンライン）
5 月 27 日　富山市における官製談合防止法研修会（オンライン）
5 月 28 日　三重県伊賀市における官製談合防止法研修会（オンライン）
5 月 29 日　独占禁止法（事業者団体ガイドライン等）説明会（オンライン）
5 月 30 日　富山県射水市における官製談合防止法研修会（オンライン）
6 月 5 日　独立行政法人旭労災病院における官製談合防止法研修会（オンライン）
6 月 12 日　愛知県常滑市における官製談合防止法研修会（オンライン）
6 月 28 日　三重県菰野町における官製談合防止法研修会（三重県菰野町）

学生向け独占禁止法教室

4 月 10 日　中京大学における独占禁止法教室（名古屋市）

4 月 15 日　金沢学院大学大学院における独禁法教室（金沢市）
4 月 24 日　金沢学院大学における独禁法教室（金沢市）
6 月　4 日　愛知県立古知野高校における独禁法教室（愛知県江南市）
6 月 10 日　静岡大学における独禁法教室（静岡市）
6 月 25 日　中京大学における独禁法教室（名古屋市）
6 月 25 日　富山大学における独禁法教室（富山市）

主要な法違反被疑事件処理（再掲）

5 月 22 日　名古屋市が発注する中学校スクールランチ調理等業務の入札参加業者に対する排除措置命令及び課徴金納付命令（独占禁止法）
6 月 14 日　三井食品工業株式会社に対する勧告（下請法）

その他

5 月 17 日　公益社団法人全国家庭電気製品公正取引協議会　製造業部会東海支部における独占禁止法及び景品表示法の講話（名古屋市）
5 月 27 日　東海学院大学における消費生活講座（岐阜県各務原市）
6 月 5 日　金城学院大学における消費生活講座（名古屋市）
6 月 14 日　中京大学における消費生活講座（名古屋市）
6 月 28 日　椙山女学園大学における消費生活講座（名古屋市）

【COLUMN】 新規入局職員の１か月

公正取引委員会　中部事務所　松岡　里香

●入局式

私は、競争政策に魅力を感じて、公正取引委員会で働くことを決めました。内定後は入局することが楽しみで、不安な気持ちは全くありませんでした。しかし入局式前夜、突然不安になり緊張でうまく寝付けませんでした。

４月１日は少し眠い目をこすりながら、本局に向かいます。前日にホテルから本局まで行く練習をしていたので当日は迷うことなく到着しました。同期とは１０月の内定式以来で、久しぶりに会えた同期の元気そうな顔を見られて安心です。

事務総長から、「入局一年目であってもみなさんは傍から見たらプロなわけですので自覚を持って仕事に励んでください」といったお言葉をいただきました。そこで改めて、国家公務員になったこと、公正取引委員会の職員になったことを自覚し、身の引き締まる思いでした。

●研修

大学は法学部でしたが、独禁法は履修していなかったので、１からの勉強。

はじめは競争の実質的制限？公正競争阻害性？という感じでしたが、先生の説明を聞いていくうちに徐々に分かってきました。とはいえ、まだまだ分からないことが多いですし、独占禁止法の知識は、公正取引委員会の職員として必須の知識なので、これからも日々研鑽に努めていきたいと思います。

独禁法以外にビジネスマナーも学びました。ビジネスシーンの多くの基礎を学ぶことが出来ましたが、一番は挨拶の重要性を学びました。

ビジネスマナー研修前に先生が「お願いします」とおっしゃった際には緊張から同期誰１人として返事をしていませんでしたが、研修終了後に「ありがとうございました」と声がそろった時には私を含め同期全員の成長を感じられました。

●中部事務所への出勤

研修を終えて初めて中部事務所に出勤します。この原稿を書いているのは出勤５日目です。今は、右も左も分からない状況で、先輩に教えてもらってばかりです。少しでも早く仕事を覚えて、お役に立てるように、頼ってもらえるように、頑張っていこうと思います。

●**余談**

余談ですが、研修期間中の休日に築地場外市場へ行ってきました！

卵焼き、ウナギ、お寿司を食べることができ大満足です。美味しいものを食べて良いリフレッシュになりました。

（先輩職員からのひとこと）

【COLUMN】 ようこそ、公正取引委員会中部事務所へ！

公正取引委員会　中部事務所　林　伸明

中部事務所の令和６年度の採用人数は、上記コラムを書いてくれた松岡さんを含めて２名でした。私が採用担当者となってから初めて入局することとなった二人です。昨年の夏に官庁訪問で初めてお会いし、こうして中部事務所にお迎えすることができ、とても嬉しく思っています。

松岡さんが配属された総務課は、広報、人事、会計などの多岐に渡る業務を担当しています。独占禁止法違反事件の立入検査・事情聴取といった公正取引委員会ならではの仕事をするわけではありませんが、事務所がその役割を果たしていくために、必要不可欠な仕事です。慣れないうちは戸惑うことも多いかと思いますが、一緒にがんばっていきましょう。

中部事務所の採用人数は、長らく１名採用が続いていましたし、採用がない年度もありましたので、２名は大量採用といっても差し支えないでしょう。

実は、２名採用は平成 17 年度以来で、なんと 19 年ぶりのことです。これをお読みの方には、「随分前なのによく正確に分かったな。」と思われるかもしれませんが、平成 17 年に採用された２名のうちの１名が私ですので、間違いありません。

私が採用された平成 17 年は、まさにこれから課徴金減免制度が導入されようとするときでした。（課徴金減免制度は平成 18 年１月から運用が開始）

課徴金減免制度の導入は、公取委内部はもちろん、世間でも大きな話題となり、公正取引委員会としての大きな転換点だったと思いますが、ここ最近はさらに大きな転換点を迎えていると感じています。「うねりの中にいる」と言った方がよいのかもしません。

今、公正取引委員会は従来のカルテル・談合事件の対応はもちろん、日進月歩のデジタル市場分野の対応や賃上げという政府全体の目標の達成に向け労務費の転嫁を実現するための取組を行っており、公正取引委員会への注目度・期待度は私が入局した当時よりもずっと大きくなっていると感じています。

こうした公正取引委員会の取組、つまり、競争政策に共感して入局してくれたお二人です。一緒に働くようになって数日ですが、先輩職員教わりながらにテキパキと仕事をしている姿をみて心強く思っています。
さらに言えば、数年前まで新人だったその先輩職員が簡潔に、それでいて要点を抑えて仕事を教えている姿をみて、先輩職員の成長も感じられ、なんだかうれしくなってきます。

楽しい季節です。

これからもどうぞよろしくお願いします。

解説・ノート

独占禁止法ノート（resume）

中部事務所長　岡　朋史

中部事務所では、独占禁止法の考え方に少しでも親しみを持って頂くため、「独占禁止法教室」と称し、管内の大学や高校・中学校に対して独占禁止法の出張説明を行っています。

ここでは、私が大学生、大学院生を対象に行った独占禁止法教室での resume（P20 以降）をお恥ずかしながらご覧いただこうかなと思います。

大学生以上ということもあり、多少複雑でも、ある程度正確に知ってもらいたいとの思いから、経済法や産業組織論を意識した、やや専門性のあるものになっています。受験参考書をお手本にして、出来るだけコンパクトなものになるように意識はしたつもりです。

ただ、この resume、いわば設計図のラフな下書きのようなものです。もしご興味がもたれるようでしたら、是非、独占禁止法等の本格的なテキストをご覧頂ければと思います。

以下では、resume をご覧頂くための橋渡し的な解説を述べておきます。これは、映画やドラマのオーディオコメンタリーのようなものですが、捉え方のポイントになればいいなと思って書きました。

○　全体構成

resume では、「はじめに」ということで、独占禁止法の背景となっている競争政策について簡単に触れています。（競争政策自体のより詳しい説明は、「2024 年正月号」、「2024 年春号」に私が寄稿した「競争政策ことはじめ（その１、その２）」をご参照頂くと有難いです。）

独禁法の目的は、「公正かつ自由な競争を促進」であり、それを実現するために４つの行為、**「不当な取引制限」、「私的独占」、「不公正な取引方法」、「競争制限的な企業結合」**が禁止されていますが、resume では、**ローマ数字Ⅰ～Ⅳで、この４つの行為とその関連事項をまとめています。Ⅴ**では、独占禁止法の違反に対する措置等として**違反事件の処理フローや処理状況等**述べています。

○　不当な取引制限

不当な取引制限は、カルテルや入札談合等を指します。カルテルは価格や供給量等を

事業者間で相談して決定する行為であり、入札談合とは事業者（入札参加者）たちが事前に相談して受注者や受注金額などを決める行為です。

resume では、不当な取引制限として認定するために必要な要件として、**「行為要件」と「効果要件」**を解説しています。ご覧頂くとお分かりになると思いますが、これらの要件を精緻に検討して、違反があるのかどうかを認定していくのは容易なことではありません。

行為要件に関しては、①「共同して」 ②「相互拘束」がキーワードになっていますが、①②の行為の立証するためには、**当事者間の関係性を指し示す有力な証拠が必要**になります。「商品の値段が同じような価格になっている」とか「決まった業者のみ落札している」といった外形的状況だけでは証拠とはなりえません。そのあたりが事件審査を行う上で我々の悩みどころの一つでもありますが。。

そこで事件解決をスムーズに行えるよう、経済学でいう**「囚人のジレンマ」を利用して、部外者では容易に知りえない情報を把握するとともに、カルテルからの離脱を促すように工夫した仕組みがリニエンシー制度**ということになります。

「効果要件」に関しては、**「一定の取引分野における競争を実質的に制限」等が要件**になりますが、**「一定の取引分野」については、どこまでの商品（役務）の違いを「同一の商品（役務）」と見なすのかということが考えどころの部分**です。代表的な考え方としては、仮想的独占テスト（スニップテスト）があります。

また、**「競争を実質的に制限」とは、ある程度自由に市場を支配することができる状態をもたらす（市場支配力の形成・維持・強化）**ことです。

○ 私的独占

私的独占とは、**他の事業者の活動を「排除」や「支配」することにより、「競争を実施的に制限する」こと**をいいます。そのため、私的独占の禁止とは、独占状態自体を禁止しているのでありません。

「排除」に絞ってみると、**違反といっても問題になるのは、「効率に寄らない排除」**です。「効率による排除」つまり**財やサービスの品質や効率競争の結果として排除される場合は当然ながら問題にはなりえません。**

なお、「効率に寄らない排除」としては、「不公正な取引方法」でも問題になる不当廉売、排他条件付取引、抱き合わせ販売等の取引方法が挙げられます。

また、私的独占とされるか不公正な取引方法とされるかの判断にあたってはシェアが概ね

２分の１を超えるか否かを目安としています。

○ 不公正な取引方法

resume で例示されている不公正な取引方法をご覧になると、少しでも相手方に条件をつける取引方法なら「即、アウト（違反）になるのではないか」との印象を持たれるかもしれません。「なんでもかんでも違反、違反といっているような。。。公取ってこわいな」みたいな。**安心してください！実はそうではありません。**

不公正な取引方法の resume をよーくご覧頂くと、赤字で**「正当な理由がないのに」**とか、**「不当に」**と書かれているの見つけることができると思います。この両者は意図的にかき分けられていて、（隠れた！）重要な意味を持たされています。

まず、**「正当な理由なく・・する」**としている取引方法は、**「取引方法」そのものに問題**があるということを意味しています。具体的には不当廉売（法定）や再販売価格の拘束等が挙げられていますが、このような取引を行った場合は**原則違反**になります。（逆から考えると、**正当な理由があった場合に**は違反にならない場合があるということでもあります）

一方、**「不当に・・する」**とされている取引方法は、先ほどと反対で、**取引方法そのものには「不当性」はなく、「不当性」を立証できてはじめて不公正な取引方法**とされます。つまり、「不当に」と書かれている取引方法については、**不当性がなければ法的には問題にならない**ということです。

単独での取引拒絶、優越的地位の濫用、拘束条件付取引（販売地域の制限、安売り業者への販売禁止、選択的流通、販売方法の制限等）、**排他条件付取引**（専売店契約、累進的リベート、一手販売契約、輸入総代理店契約等）、**抱き合わせ販売**等、多くの取引方法がそれにあたります。少しはご安心されたでしょうか。

ではそもそも**「不当性」**（公正競争阻害性ともいいます）とは何を指すのでしょうか。**①競争の減殺、②競争手段の不公正、③自由競争の基盤の侵害**が認められる場合、「不当性」があるとしています。

このうち**①の競争の減殺**は、競争を回避するパターンと競争（者）を排除するパターンがあります（前者は価格維持効果、後者は市場閉鎖効果と呼びます）が、いずれにせよ先に述べた**「競争を実質的に制限（市場支配力の形成・維持・強化）」の小型版**のようなものです。そうすると、私的独占ほど競争を制限している取引ではないですが、競争を実質的に制限する「おそれ」のある取引について「不公正な取引方法」としていることもイメージできるのかもと思います。

また、**③の自由競争の基盤の侵害は、「優越的地位の濫用」の根拠**になるものです。ただ、「優越的地位」を個別に立証するのはハードルが高く、時間も要します。**下請取引などは、一般に優越的地位の濫用が起こりやすい**と考えられていますが、一方、取引件数も膨大で、下請業者の置かれている厳しい経営環境からいって即時の対応が求められるものでもあります。そのような**下請取引を膨大な案件ごとに、「発注事業者は優越的地位にあるのか」とか「下請事業者にどのような不利益を与えているのか」などを一つ一つ検討していくことは、やはり効果的とは言えません。**

このため**、「優越的地位の濫用」が生じやすい「下請取引」や「フリーランス取引」に絞って、形式要件を定めて迅速に処理できるように制定されたのが「下請法」や「フリーランス法（の一部）」**です。このため、「下請法」や「フリーランス法（の一部）」は独禁法の特例法という位置づけになります。

○　競争制限的な企業結合

企業結合（合併等）が一度行われるとその解消は容易ではありません。

このため、ある一定規模以上の会社が企業結合を行う際には、公取委において事前に審査を行います。具体的には、**企業結合後でも市場において競争圧力（抑制力）が十分に働くのか、協調的行動が生まれやすい市場構造でないか等、競争を実質的に制限することがないかの検討**を行います。

なお、経済学的には、合併は必ずしも社会的厚生を悪化させるというわけでありません。合併によってシナジー効果が発揮され、限界費用が大きく低下し、その結果、合併後の市場価格が低下した場合においては、合併企業の利益を増加させるとともに社会的厚生も増加させることができます。

独占禁止法ノート

（resume）

公正取引委員会事務総局
中部事務所長　岡　朋史

はじめに

1　どうして競争は重要か。

資源は社会的に有限であることから、「最適な資源配分」の実現が重要。人々が私利を追求し競争するとき、**「見えざる手」**に導かれるようにして、社会にとって**有利な状況が達成**。（**「見えざる手」の定理**（アダムスミス））

○　すべての市場において完全競争均衡が存在すれば、**パレート最適な資源配分を**達成。（**厚生経済学の基本定理**）

＊　**完全競争市場**とは、企業数が十分多数であり、参入障壁が存在せず、製品差別化がない市場。**パレート最適**とは他の誰の効用もさげることなく、誰か少なくとも一人の効用をあげることが不可能な配分

○　完全競争市場では社会的余剰（消費者余剰＋生産者余剰が最大化

2　競争政策とは何か。

○　仮に**全ての市場で完全競争**であれば、最適な資源配分が実現するが、**現実はではこうした仮定が成立していないため、競争政策が必要**になる。

競争政策においては、企業行動を規制する（例えば国で価格を統制するなど）ではなく、**競争的な環境を作りだすこと（例えばカルテル・談合を禁止するなど）で**、企業間の競争を促進し、**最適な資源配分を回復させる志向を持つ。**（**「見えざる手」への信頼**）

⇒　独占禁止法（第一条）に反映

＊**ハーバード学派**はSCPパラダイムを基礎に、独禁法による市場構造への積極的な介入を主張。**シカゴ学派（ポスト・シカゴ学派）**は、市場の自律的回復機能が頑強であるいとの信念のもと、カルテル規制等を除き独禁法の執行には消極的

（競争政策のはじまり）

・1889年にカナダで制定された競争法、1890年に米国で制定されたシャーマン法に始まる（3番目が日本で1947年）

・19世紀後半、米国では、鉄道や通信網の発達、技術進歩による規模経済性の追求により多くの企業結合が起きた（現在の持株会社方式と類似の組織形態）による一体的な経営を実施。**1890年代には全米石油市場の90％を超えるMarket　Share。**

・事業競合のために、略奪的価格戦略など競合他社に圧力をかける手法への批判、巨大化・集中化による**価格の高値が現実化。**

⇒　**スタンダート石油は、シャーマン法違反となり州別に34社への分割（1911年）。**ちなみに今日世界最大の石油会社である**エクソン**はこのうちの一社の（New Jersey　standard石油）が源流。

（競争政策の変遷）アメリカを例に

○　SCP分析

構造（Structure）；独占・寡占構造、製品差別化、参入障壁等

行動（Conduct）；価格や生産、設備、広告、研究開発等の決定

成果（Performance）；資源の効率性

○　1970年代までの競争政策

市場構造が企業行動を決定し、企業行動が市場成果をもたらす（S➡C➡P）の考え方（＊）に基づいてIBMやAT＆Tを企業分割する訴訟が提起されていた。

○　1980年以降の競争政策

研究が進み、**SCPは単純に一方的に働くのではなく**、例えば研究開発や価格戦略が市場構造の変化成果に影響を及ぼすなど**相互に複雑に関係しあっている**ことが分かってきた。1980年にレーガン大統領が**シカゴ学派の研究者を司法省反トラスト局長に指名。**これ以降、**SCPの相互関係を解明し、政策に反映させるポスト・シカゴ学派**の考え方が主流になった。

○　最近の潮流

2021年にFTC（連邦取引委員会）の委員長に、アマゾン等の巨大テック批判で筋金入りのリナ・カーン氏が就任。

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（独占禁止法）

➢ 目的

第一条
　この法律は、（私的独占、不当な取引制限及び不公正な取引方法を禁止し、事業支配力の過度の集中を防止して･･･、）**公正且つ自由な競争を促進し、事業者の創意を発揮させ、事業活動を盛んにし**、雇傭及び国民実所得の水準を高め、以て、一般消費者の利益を確保するとともに、国民経済の民主的で健全な発達を促進することを目的とする。

➢ 禁止される行為

- **私的独占**
- **不当な取引制限**
- **不公正な取引方法**
- **競争制限的な企業結合**

Ⅰ　不当な取引制限

事業者が、契約、協定その他何らかの名義をもってするかを問わず、**他の事業者と共同して対価を決定し**、維持し、若しくは引上げ、又は、数量、技術、製品、設備若しくは取引の相手方を制限する**等相互に**その事業活動を**拘束**し、又は遂行することにより、公共の利益に反して、**一定の取引分野における競争を実質的に制限**すること。

○　行為要件（通説）

・「共同して」①　「相互拘束」②　（参考）「拘束」「共同して・・相互に」

①事業者は、本来、価格を自由に決めることができるはずのところ、「共同して」つまり意思の連絡（＊）によってなされた合意によって、②参加した事業者はこの合意に制約されて（例えば価格を引き上げるという）意思決定を行うことになる場合に、事業活動が事実上拘束され、「相互拘束」があるとされる。

＊「意思の連絡」とは、「複数事業者間で相互に内容又は対価の引上げを実施することが認識ないし予測し、これと歩調をそろえる意思があることを意味」し、一方の対価引上げを他方が単に認識、許容するのみでは足りないが、事業者間相互で拘束し合うことを明示して合意することまでは必要ではなく、相互に他の事業者の対価の引上げ行為を認識して、暗黙のうちに許容することで足りる。（東京高判（東芝ケミカル事件））

○　効果要件

・「公共の利益に反して」「一定の取引分野における競争を実質的に制限」

ある程度自由に、価格、品質、数量、その他各般の条件を左右することによって、市場を支配することができる状態をもたらすこと（市場支配力の形成・維持・強化）。

不当な取引制限の典型例としては、➢カルテル：価格や供給量等を事業者間で相談して決定し、競争を回避する行為　**➢入札談合：**国や地方公共団体などの公共工事や物品の公共調達に関する入札の際、**入札に参加する事業者たちが事前に相談**して、**受注事業者や受注金額などを決める**行為

課徴金減免制度（リニエンシー制度）

○　**事業者が自ら関与したカルテル・入札談合**について、その**違反内容を公正取引委員会に自主的に報告した場合，課徴金が減免される**制度です。具体的には，**減免申請の順位に応じた減免率に**，事業者の協力が事件の真相の解明に資する程度に応じた減算率を加えた減免率が適用されます。
○　この仕組みは、経済学でいう、**囚人のジレンマ**の状況を利用して、企業に申請するインセンティブを与えている。
・仮にカルテル参加者を２社とすると、両者の取りうる戦略は、情報提供し課徴金減免を申請するか、申請しないかである。①両者とも申請すれば、申請順に応じて第一位になれば全額免除（０％の課徴金）となる。第２位になれば最小40％の課徴金になる。②１社のみ申請した場合には、その申請した企業は０％の課徴金、申請しなかった企業は100％の課徴金になる。両者とも申請しなかった場合には、摘発されなければ課徴金は発生しない（０％の課徴金）が、摘発されると100％の課徴金となる。
・**企業A**にとっては、**企業Bが申請しないと見込まれる場合には、摘発される確率がある限り、申請した方が有利である。企業Bが申請すると見込まれる場合**にも、**申請順位におくれをとった場合においても、最大40％の課徴金で済む**ので、申請した方がよい。同様に、企業Ｂにおいても同じようなメカニズムが働く。その結果、企業Ａ，企業Ｂとも申請するインセンティブを持つようになる。

申請順位と減免率

調査開始	申請順位	申請順位に応じた減免率	協力度合いに応じた減算率
前	1位	全額免除	
	2位	20%	＋最大40%
	3～5位	10%	
	6位以下	5%	
後	最大3社（注）	10%	＋最大20%
	上記以下	5%	

（注）公正取引委員会の調査開始日以後に課徴金減免申請を行った者のうち，減免率10%が適用されるのは，調査開始日前の減免申請者の数と合わせて5社以内である場合に限る。

企業A ＼ 企業B	申請しない	申請する
申請しない	（0，0）または（100，100）	（100，0）
申請する	（0，100）	（0，40）または（40，0）

（　）内は、順に**企業A、企業Ｂそれぞれの課徴金満額に対する支払い比率**。例えば、100の場合は課徴金満額の支払いを意味する。**数字が小さいほど課徴金の支払額が小さくなる**。

独占やカルテル（企業間の共謀）では厚生損失が発生
・**談合・カルテル等から消費者の損失は年間一人当たり2000円？**
（**小田切宏之教授**）＊試算方法としては、消費者が被った不利益及び価格引上げによる厚生損失を計測

一定の取引分野（市場の画定）の考え方

○　一定の取引分野とは、競争が制限されることとなるか否かを判断するための範囲を示すもの。

➡　市場の範囲を実態より 大きくとりすぎると、対象の取引のシェア等が小さくなり、競争が制限的ではないと判断されやすくなる。一方、市場を実態より小さくとりすぎると、競争が実態より制限的であると判断されやすくなる。

○　一定の取引分野を定める（市場の画定）ためには、取引の対象となる商品・役務等の範囲、取引の地域の範囲等に関し、基本的には、消費者にとっての代替性の観点から判断

○　製品X　製品Yの関係
それぞれの製品の関係は、消費者にとって**「完全に同じ財」か「完全に異なる財」までの連続的な分布**を持つ。（**分布とはＸとＹの間の代替性に応じての分布**を意味する）
①**ＸとＹが完全に代替的**であれば、**消費者にとって両者は全く同じ財（無差別な財）**であり、Ｙの価格が１％上げれば全ての消費者はＸを需要する。（ＸとＹの需要の交叉弾性値が無限大）
②**ＸとＹとの間に全く代替性がない**ならば、**消費者にとって全く異なる財であり**、Ｙの価格が１％上がってもＸへの需要は影響を受けない。（ＸとＹの需要の交叉弾性値はゼロ））

➡　**製品Ｘと製品Ｙの関係は、通常、需要の交叉弾性値はゼロと無限大の間の有限値**にある。このとき、**どの水準（需要の交叉弾性値）までを同一市場とみなすのかというのが「市場の画定」の問題**。それを定める便法として、日本に限らずどの国でも競争政策の現場で標準的に使われているのが**仮想的独占テスト（スニップテスト）**

仮想的独占テスト（スニップテスト）

独占企業１社が販売する製品を考え、**その製品と代替性の高い製品**（需要の交叉弾性値が大きい）**順に加えていく**とする。
この時、独占企業が**「小幅ではあるが、実質的かつ一時的ではない価格の引き上げ」（small but significant and non-transitory increase in price) (SSNIP、スニップ)**を行うとすると、独占企業の**利潤は当初は減少**するが、**相対的に代替性が低い製品が加わるにつれて、利潤が増加に転じる**。このとき、**利潤が減少に留まる製品群を一つの市場を構成する（市場の画定）**と判断する。

（私の勝手なイメージ）

（１）代替的な商品を順に加えて利用が減少に加えていっても独占企業の利潤が減少に留まるということは、価格の引き上げに対してそれを相殺する程の需要の“もどり”はないという商品群ということ。

（２）通常、商品に対して、「小幅ではあるが、実質的かつ一時的ではない価格の引き上げ」（small but significant and non-transitory increase in price) (SSNIP、スニップ)を行った場合、需要は減少して利潤は低下する場合が多い（需要の価格弾性値が１以上）。

（３）ここでの目的は、どこまでの範囲の商品を同一の商品とみなしうるのかであるから、スニップテストでは、（２）の性質（つまり需要の価格弾性値が１以上）を持つ商品のような、「代替的な商品を順に加えていくことで需要が戻っても利潤が減少に留まる商品群の最大」を一つの商品としてみなしているといえる。

Ⅱ　私的独占

事業者が、単独に、又は、他の事業者と結合し、若しくは通防し、その他いかなる方法をもってするかは問わず、**他の事業者の事業活動を排除**し、又は**支配**することにより、公益の利益に反して、**一定の取引分野における競争を実質的に制限すること**（第２条５項）。

①　行為要件
排除行為：違法な競争手段により他の事業者の市場における事業活動の継続を困難にさせ、または新規参入者の事業開始を困難にさせる行為させる行為。
支配行為：他の事業者の事業活動について自主的な決定を困難にして、自己の意志に従わせること。
②　効果要件　➡　一定の取引分野における競争を実質的に制限（不当な取引制限　参照）

（排除型の私的独占）
①　効率による排除は適法
ある事業者が優れた商品やサービスを提供したり、効率的であるために効率において劣る事業者が敗れて事業活動が困難になることは違法ではない。（**能率競争による排除は適法**）

②　効率によらない排除
略奪：売り手が、競争者の事業を締め出すために、**買い手に必要な費用を大幅に下回る価格で継続して商品を供給すること等**により、**競争者の**競争能力を弱め**事業活動を困難にさせる**行為。**自分と同等かまたはそれ以上に効率的な事業者を排除するか否か**。（**不当廉売、差別価格等　➡不公正な取引方法**）
ライバルの費用引上げ：**競争者がその取引相手に供給するための費用を引き上げること**により、**競争者の**競争能力を弱め**事業活動を困難にする**行為。（**排他的取引、抱き合わせ、供給拒絶・差別的取扱等　➡不公正な取引方法**）

③　対象事案
シェアが「**おおむね２分の１を超える事案**」（排除型私的独占ガイドライン）

Ⅲ　不公正な取引方法（法定の例）＊課徴金の対象

例えば次のような行為で、**「公正な競争を阻害する「おそれ」」（公正競争阻害性）**があるもの。**公正競争阻害性（不当性）**には、**①競争の減殺（価格維持効果、市場閉鎖効果）、②競争手段の不公正、③自由競争の基盤の侵害**の３類型がある。

なお、**「不当に」**としている行為に関しては、**公正競争阻害性を個別に立証する必要**があるが、**「正当な理由がない場合」**には、規定の他の要件を満たせば**原則として公正競争阻害性がある**ものと解する。

➢取引拒絶（共同）

・**正当な理由がないのに、競争者と共同して、特定の事業者との取引を拒絶**したり、第三者に特定の事業者との取引を拒絶させたりする行為。

・なお、**事業者が単独で取引拒絶を行う場合も「不当性」が認められる場合には違法に**なる（一般指定）。

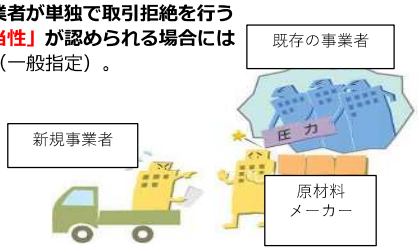

➢ 不当廉売

・**正当な理由がないのに、供給に必要な費用を大幅に下回る価格で継続して販売する**等して、競争事業者の事業活動を困難にさせること。

・ただし、キズ物・季節商品等の処分等、正当な理由がある場合は違法にはならない。

➢ 優越的地位の濫用

・取引上の地位が優越していることを利用して、取引の相手方に対し、**正常な商慣習に照らして不当に不利益を与える**こと

・例えば、発注元の一方的な都合による押しつけ販売、返品、従業員派遣要請、買いたたき等が該当。

・下請取引で問題が起きることが多く、独禁法の補完法の「下請法」できめ細かく規制

➢ 再販売価格の拘束

・自己の供給する商品を購入する相手方に、**正当な理由がないのに、相手方に**対しその販売する**当該商品の販売価格を定めて維持**させるなど、相手方の当該商品の**販売価格の自由な決定を拘束**すること等

・書籍、雑誌、新聞、音楽用CDなどの著作物については、例外。

不公正な取引方法（公正取引委員会により一般指定されたものの例）＊課徴金の対象外

➢ 拘束条件付取引

・販売地域・販売方法などについて、**不当に**拘束する条件を付けて取引すること。

・この取引行為には、例えば、**競争品の取扱い制限、販売地域の制限、取引先の制限**（仲間取引の禁止、安売り業者への販売禁止、選択的流通、インターネット販売の禁止）、**販売方法の制限**（最恵待遇条項・同等性条件等）等がある。

➢ 排他条件付取引

・**不当に**、相手方が競争者と取引しないことを条件として相手方と取引し、競争者の取引の機会を減少させること。

・この行為には、**売り手➡買い手**（専売店、全量購入義務、累進的リベート等）、**買い手➡売り手**（一手販売契約、輸入総代理店契約等）、**売り手、買い手相互**に排他条件を付ける３類型がある。

・公正競争阻害性としては**市場閉鎖効果**が問題となる典型的な行為

➢ 抱き合わせ販売

・商品やサービスを販売する際に、**不当に他の商品やサービスを一緒に購入**させ、自己等と**の取引を強制**する行為。

・例えば、人気商品と売れ残りの不人気商品をセットで販売する行為等。

・「他の商品」とあるように、**独立して取引の対象となっているか、別個の購入できるか等によって判断**。ランチのセットメニューや靴の左右等は該当しない。

（抱き合わせ事例）

・表計算ソフトの**エクセル**（主たる商品）とワープロソフトの**ワード**（従たる商品）（平成10年）

➢ 競争者に対する取引妨害

・**事業活動に必要な契約の成立を阻止**することなどにより、競争者の事業活動を**不当に**妨害すること

・物理的妨害、威圧、偽計等の取引妨害に加え、**並行輸入の阻害、協同組合等によるアウトサイダー・新規参入者に対する取引妨害等**が当たる。

＊**並行輸入**とは、総代理店契約が輸入品について行われる場合において、第三者（ここでは量販店）が契約当事者間のルートとは別のルートで契約対象商品を輸入すること。

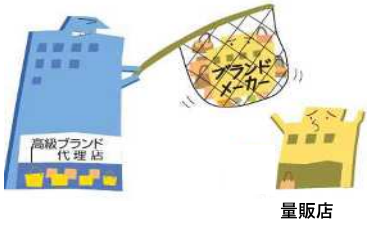

優越的地位の濫用とは

優越的地位

○一方の当事者が取引の相手方に対して「優越的地位」にある場合とは、取引の相手方にとって一方の当事者との取引の継続が困難になることが事業経営上大きな支障を来すため、一方の当事者が取引の相手方にとって著しく不利益な要請等を行っても、取引の相手方が受け入れざるを得ないような場合をいう。

※　優越的地位が認定された具体例としては、スーパーマーケットやホームセンターと納入業者との関係、金融機関と融資先企業との関係、フランチャイザーとフランチャイジーや納入業者との関係などがある。

正常な商慣習に照らして不当に

公正競争阻害性から個別具体的に判断。

不利益を与えること

○優越的地位にある事業者が、以下の想定例に該当するような行為を行う場合には、優越的地位の濫用として独占禁止法上問題となる。

①購入・利用強制
取引先の事業遂行上必要がない商品について、購入しなければ取引を打ち切るなどとして、今後の取引に影響すると受け取られるような要請を行い、その商品の購入を余儀なくさせること。

②協賛金等の負担要請
決算対策のための協賛金を要請し、取引の相手方にこれを負担させること。
取引の相手方の商品又は役務の販売促進に直接寄与しない催事、売場の改装、広告等のための協賛金等を要請し、これを負担させること。

③従業員等の派遣要請
派遣費用を負担することなく、清掃業務等の自己の利益にしかならない業務を行うよう取引の相手方に要請し、そのための従業員を派遣させること。

④その他の経済上の利益の提供要請
発注内容に金型の設計図面を提供することが含まれていないにもかかわらず、取引の相手方に対し、設計図面を無償で提供させること。

⑤受領拒否
取引の相手方が、発注に基づき商品を製造し、当該商品を納入しようとしたところ、売行き不振又は売場の改装や棚替えに伴い当該商品が不要になったことを理由に、当該商品の受領を拒否すること。

⑥返品
展示等に用いたために汚損したことを理由に、自己の一方的な都合により、商品を返品すること。

⑦支払遅延
社内の支払手続の遅延を理由として、自己の一方的な都合により、契約で定めた支払期日に対価を支払わないこと。

⑧減額
商品又は役務の提供を受けた後であるにもかかわらず、業績悪化、予算不足、顧客からのキャンセル等自己の一方的な都合により、契約で定めた対価の減額を行うこと。

⑨取引の対価の一方的決定
自己の予算単価のみを基準として、取引先と十分協議することなく、一方的に、通常の価格より著しく低い単価を定めること。

⑩やり直しの要請
商品又は役務の受領前に、自己の一方的な都合により、あらかじめ定めた商品又は役務の仕様を変更したにもかかわらず、その旨を取引の相手方に伝えないまま、取引の相手方に継続して作業を行わせ、納入時に仕様に合致していないとして、取引の相手方にやり直しをさせること。

下請法の概要（独禁法の特例法）

下請取引では優越的地位の濫用が起こりやすいと考えられている。下請取引における優越的地位の濫用について、迅速かつ有効な規制をするため、下請法は独禁法の特例法として制定

1　目的（第１条）
下請取引の公正化・下請事業者の利益保護

2　親事業者、下請事業者の定義（第２条第１項～第８項）

（１）**物品の製造・修理委託**及び政令で**定める情報成果物作成委託**（**プログラム作成**に係るもの）・**役務提供委託**（運送、物品の倉庫における保管及び情報処理に係るもの）

親事業者	下請事業者
資本金３億円超	**資本金３億円以下（個人含む。）**
資本金１千万円超３億円以下	**資本金１千万円以下（個人含む。）**

（２）情報成果物作成（**プログラム作成に係るものを除く。**）
・役務提供委託（**運送、物品の倉庫における保管及び情報処理に係るものを除く。**）

親事業者	下請事業者
資本金５千万円超	資本金５千万円以下（個人含む。）
資本金１千万円超５千万円以下	資本金１千万円以下（個人含む。）

3　親事業者の義務及び禁止行為並びに排除措置

（１）**義務**

ア　**書面の交付義務（第３条）**
イ　書類作成・保存義務（第５条）
ウ　下請代金の支払期日を定める義務（第２条の２）
エ　遅延利息の支払義務（第４条の２）

（２）**禁止行為**

ア **受領拒否の禁止**（第４条第１項第１号）
イ 下請代金の**支払遅延の禁止**（第４条第１項第２号）
ウ **下請代金の減額の禁止**（第４条第１項第３号）
エ **返品の禁止**（第４条第１項第４号）
オ **買いたたきの禁止**（第４条第１項第５号）
カ 購入強制・利用強制の禁止（第４条第１項第６号）
キ 報復措置の禁止（第４条第１項第７号）
ク 有償支給原材料等の対価の早期決済の禁止（第４条第２項第１号）
ケ 割引困難な手形の交付の禁止（第４条第２項第２号）
コ 不当な経済上の利益の提供要請の禁止（第４条第２項第３号）
サ 不当な給付内容の変更・やり直しの禁止（第４条第２項第４号）

調査・検査（第６条・第９条）

公正取引委員会
（１）のア及びイに違反したときは５０万円以下の罰金（第１０条）
（２）の禁止行為を行ったときは勧告措置（第７条）

措置請求（第６条）

中小企業庁

当該下請取引に係る事業の所管省庁

下請法の運用状況

公正取引委員会
Japan Fair Trade Commission

定期調査の実施

下請取引においては、親事業者の下請法違反行為により下請事業者が不利益を受けている場合であっても、その取引の性格から、下請事業者からの自発的な情報提供が期待しにくい実態にあるため、親事業者及び当該親事業者と取引のある下請事業者に対して、定期的な調査を実施することにより、違反行為の発見に努めている。

令和５年度における定期調査は、親事業者80,000名に実施し、当該親事業者と取引のある下請事業者330,000名を対象に実施した。

第１表　定期調査の状況

年　度	親事業者調査(名)	下請事業者調査(名)
令和３年度	65,000	300,000
製造委託等	37,280	169,318
役務委託等	27,720	130,682
令和４年度	70,000	300,000
製造委託等	37,993	176,799
役務委託等	32,007	123,201
令和５年度	80,000	330,000
製造委託等	46,900	199,138
役務委託等	33,100	130,862

下請法違反被疑事件の処理状況

令和５年度においては、勧告13件及び指導8,268件の措置を講じている。

第１図　下請法違反被疑事件の処理件数の推移　［単位：件］

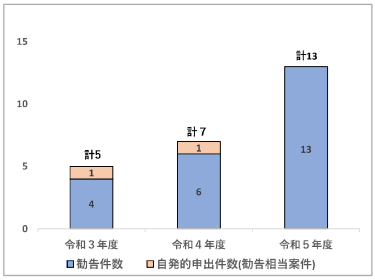

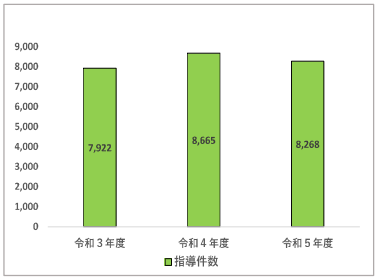

第２図　勧告・指導の行為類型別件数　［単位：件（%）］

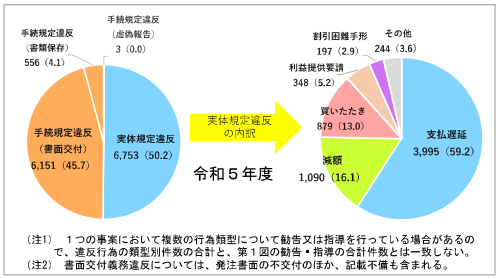

（注1）　１つの事案において複数の行為類型について勧告又は指導を行っている場合があるので、違反行為の類型別件数の合計と、第１図の勧告・指導の合計件数とは一致しない。
（注2）　書面交付義務違反については、発注書面の不交付のほか、記載不備も含まれる。

○　令和５年度において下請事業者が被った不利益について、総額３７億２７８９万円相当の原状回復が行われた。

主な違反行為類型の内訳	減額	支払遅延	返品	全違反行為類型の合計
返還等を受けた下請事業者数	3，747名	1，800名	330名	6，122名
原状回復の金額	33億2274万円	2億4795万円	6968万円	37億2789万円

特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律（一部独禁法の特例法）（フリーランス・事業者間取引適正化等法）（令和５年５月12日公布）

公正取引委員会
Japan Fair Trade Commission

趣旨

我が国における働き方の多様化の進展に鑑み、個人が事業者として受託した業務に安定的に従事することができる環境を整備するため、特定受託事業者に係る取引の適正化及び特定受託業務従事者の就業環境の整備を図り、もって国民経済の健全な発展に寄与することを目的として、特定受託事業者に業務委託をする事業者について、特定受託事業者の給付の内容その他の事項の明示を義務付ける等の措置を講ずる。

概要

１．対象となる当事者・取引の定義

（１）**「特定受託事業者」とは**、業務委託の相手方である事業者であって従業員を使用しないものをいう。[第２条第１項]
（２）「特定受託業務従事者」とは、特定受託事業者である個人及び特定受託事業者である法人の代表者をいう。[第２条第２項]
（３）「業務委託」とは、事業者がその事業のために他の事業者に物品の製造、情報成果物の作成又は役務の提供を委託することをいう。[第２条第３項]
（４）**「特定業務委託事業者」**とは、特定受託事業者に業務委託をする事業者であって、従業員を使用するものをいう。[第２条第６項]
※「従業員」には、短時間・短期間等の一時的に雇用される者は含まない。

２．特定受託事業者に係る取引の適正化

特定業務委託事業者は、
（１）特定受託事業者に対し業務委託をした場合は、特定受託事業者の給付の内容、報酬の額等を書面又は電磁的方法により明示しなければならないものとする。[第３条]
※ 従業員を使用していない事業者が特定受託事業者に対し業務委託を行うときについても同様とする。
（２）特定受託事業者の給付を受領した日から60日以内の報酬支払期日を設定し、支払わなければならないものとする。（再委託の場合には、発注元から支払いを受ける期日から30日以内）[第４条]
（３）特定受託事業者との業務委託（政令で定める期間以上のもの）に関し、**①～⑤の行為をしてはならない**ものとし、**⑥・⑦の行為**によって特定受託事業者の**利益を不当に害してはならない**ものとする。[第５条]
① 特定受託事業者の責めに帰すべき事由なく**受領を拒否すること**
② 特定受託事業者の責めに帰すべき事由なく**報酬を減額すること**
③ 特定受託事業者の責めに帰すべき事由なく**返品を行うこと**
④ 通常相場に比べ**著しく低い報酬の額を不当に定めること**
⑤ 正当な理由なく自己の指定する**物の購入・役務の利用を強制すること**
⑥ 自己のために金銭、役務その他の**経済上の利益を提供させること**
⑦ 特定受託事業者の責めに帰すべき事由なく**内容を変更させ、又はやり直させること**

３．特定受託業務従事者の就業環境の整備

特定業務委託事業者は、
（１）広告等により募集情報を提供するときは、虚偽の表示等をしてはならず、正確かつ最新の内容に保たなければならないものとする。[第12条]
（２）特定受託事業者が育児介護等と両立して業務委託（政令で定める期間以上のもの。以下「継続的業務委託」）に係る業務を行えるよう、申出に応じて必要な配慮をしなければならないものとする。[第13条]
（３）特定受託業務従事者に対するハラスメント行為に係る相談対応等必要な体制整備等の措置を講じなければならないものとする。[第14条]
（４）継続的業務委託を中途解除する場合等には、原則として、中途解除日等の30日前までに特定受託事業者に対し予告しなければならないものとする。[第16条]

４．違反した場合等の対応

公正取引委員会、中小企業庁長官又は厚生労働大臣は、特定業務委託事業者等に対し、違反行為について助言、指導、報告徴収・立入検査、勧告、公表、命令をすることができるものとする。[第８条、第９条、第11条、第18～第20条、第22条]
※ 命令違反及び検査拒否等に対し、50万円以下の罰金に処する。法人両罰規定あり。[第24条、第25条]

５．国が行う相談対応等の取組

国は、特定受託事業者に係る取引の適正化及び特定受託業務従事者の就業環境の整備に資するよう、相談対応などの必要な体制の整備等の措置を講ずるものとする。[第21条]

施行期日　公布の日から起算して１年６月を超えない範囲内において政令で定める日

Ⅳ　競争制限的な企業結合

会社の株式取得、合併、分割、共同株式移転、事業の譲受けなどによって、**競争が実質的に制限されることになる場合、こうした企業結合を禁止**している。一定の規模以上の会社が株式取得などにより企業結合を行う際、公正取引委員会に事前に届出や報告をする必要がある。➡　**企業結合審査**

＊**合併の経済学的考察**：合併後、**限界費用が低下しないと合併当事者（合併企業）のシェアと利潤は減少**する。一方、合併によってシナジー効果が発揮され、**限界費用が大きく低下し、合併後の市場価格を低下した場合には、合併企業の利潤を増加させ、社会的厚生も増加**する。ただし、限界費用の低下幅が十分大きくないと、市場価格は上昇し、合併企業の利潤は増加することがある。

＊**協調的行動**：**事前に協調的行動が生まれやすい市場構造をもたらすと予想されるような合併や企業結合を規制することは競争政策上重要。**協調的行動が生れやすい市場構造としては、例えば、経済学によると、**トップ企業とその他企業に費用条件やブランド力の格差が大きい、集中度が高い、参入障壁が高い場合にはプライス・リーダーシップが成立しやすい**としている。

➢ 株式取得

国内売上高合計額（企業結合集団内の会社等の国内売上高の合計額）が**２００億円を超える会社が**、株式発行会社及びその子会社の国内売上高の合計額が**５０億円を超える会社の株式に係る議決権を２０％、５０％を超えて取得する場合、事前に**公正取引委員会に**届け出る**必要がある。届出が受理されてから３０日を経過するまで、その会社は株式を取得することができない。

➢ 合併

国内売上高合計額が**２００億円を超える会社**と国内売上高合計額が**５０億円を超える会社が合併する場合、事前に**公正取引委員会に**届け出る**必要がある。届出が受理されてから３０日を経過するまで、その会社は合併をすることができない。

㈱福井銀行による㈱福邦銀行の株式取得に関する審査結果（令和３年６月１６日公表）

公正取引委員会
Japan Fair Trade Commission

審査の視点

本件株式取得により、需要者にとって十分な金融機関等の選択肢がなくなり、**競争が実質的に制限されることとなるか**

一定の取引分野

＜役務範囲＞

貸出業務
- 非事業性貸出し
- 事業性貸出し
  - 大企業・中堅企業向け貸出し
  - 地方公共団体向け貸出し
  - 中小企業向け貸出し

＜地理的範囲＞

経済圏
嶺北（れいほく）地区
福井地区
高志・奥越（こし・おくえつ）地区
鯖江地区
武生（たけふ）地区
敦賀（つるが）地区
若狭地区

出典：白地図（国土地理院）を加工して作成

公正取引委員会の評価

単独行動　競争事業者の牽制力が十分働く

6経済圏
- 当事会社：【合算市場シェア】約３５％～５０％（第１位）
- ← 牽制力 ←
- 競争事業者：有力な者が２名ずつ存在（６経済圏いずれも）【市場シェア】約１５～３５％【供給余力】十分と認められる

若狭地区
- 当事会社：【合算市場シェア】約５０％（第１位）
- ← 牽制力 ←
- 競争事業者：地区又は地区外に店舗を置く者が複数存在【市場シェア】約５～３５％【供給余力】十分と認められる

協調的行動　以下の事情から困難
- 取引条件が多面的かつ貸出案件ごとに異なり、非公表
- コスト水準は金融機関によって異なる

競争を実質的に制限することとはならないと判断

Ⅴ　独占禁止法の違反に対する措置等

独占禁止法に違反する行為が行われている疑いがある場合、公正取引委員会は、事業者への立入検査、事情聴取などを行い、調査を実施している。調査の結果、違反行為が認められると、違反行為を行っていた事業者に対して**排除措置**を採るよう命じている。また、**カルテルなどの悪質な行為**については、**課徴金や刑事罰などの厳しい措置**が採られている。

なお、**確約手続き**とは、事業者が違反の改善に向け、**自主的に確約計画を策定し、公正取引委員会がそれを同意することで解決を図る**手続きのこと。

＊警告：独禁法違反そのものではないが、違反につながるおそれのある事案に対して行うもの。

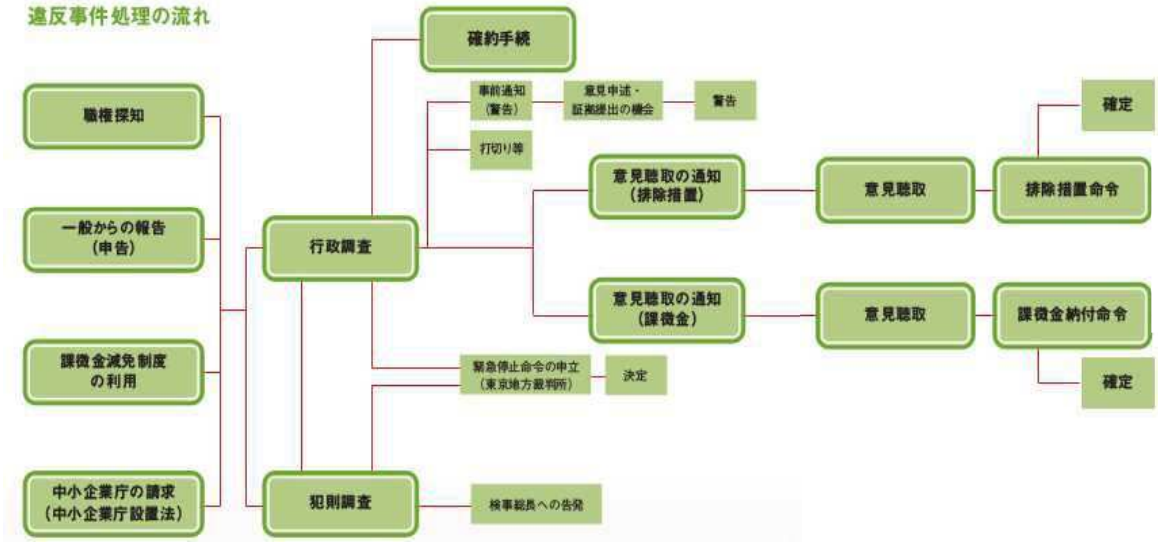

課徴金の対象となる行為類型について

カルテル・入札談合等の不当な取引制限、私的独占（支配型及び排除型）及び一定の不公正な取引方法（共同の取引拒絶、差別対価、不当廉売、再販売価格の拘束及び優越的地位の濫用）が課徴金の対象となります。

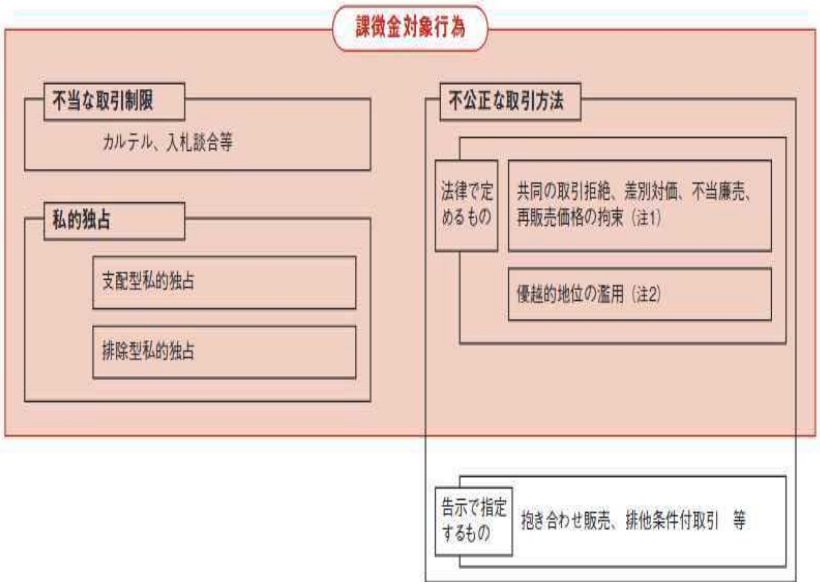

（注1）同一の違反行為を繰り返した場合（公正取引委員会による調査開始日からさかのぼり１０年以内に当該違反事業者又はその完全子会社が同一の違反行為について排除措置命令又は課徴金納付命令等を受けたことがある場合）に課徴金の対象となります。

（注2）継続して行われた場合に課徴金の対象となります。

課徴金額は、違反行為に係る期間中の対象商品または役務の「売上額又は購入額」に事業者の規模に応じた算定率をかけて計算（＊）。

（課徴金算定率）

不当な取引制限	１０％（４％）
支配型私的独占	１０％
排除型私的独占	６％
共同の取引拒絶、差別対価 不当廉売、再販売価格の拘束（注２）	３％
優越的地位の濫用	１％

（ ）内は違反事業者及びそのグループ会社が全て中小企業の場合

（＊）**不当な取引制限及び支配型私的独占の場合**は、対象商品又は役務の「売上高又は購入額」に、「密接関連業務の対価の額」を加えて算定率が掛けられるといともに、「財産上の利益（談合金）に相当する額」と**合算**される。

独占禁止法違反被疑事件の処理状況

公正取引委員会
Japan Fair Trade Commission

重点的な取組
公正取引委員会は、迅速かつ実効性のある事件審査を行うとの基本方針の下、国民生活に影響の大きい価格カルテル・入札談合、中小事業者等に不当に不利益をもたらす優越的地位の濫用や不当廉売・差別対価など、社会的ニーズに的確に対応した多様な事件に厳正かつ積極的に対処することとしている。

独占禁止法違反被疑事件の処理状況

令和５年度においては、９件の法的措置を、延べ２３名の事業者に対して講じている。

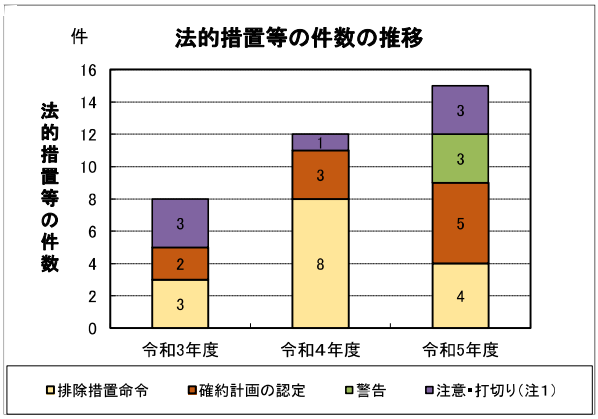

（注１）事案の概要を公表したものに限る。

違反事業者に課した課徴金

令和５年度においては、価格カルテル、入札談合等の違反行為を行った延べ１６名の事業者に対して、総額２億２３４０万円の課徴金納付命令を行った。

課徴金額等の推移

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
課徴金額(億円)	21.8	1019.8	2.2
対象事業者数(名)	31	21	16

（注２）課徴金額については、千万円未満切捨て。

【発　行】

公正取引委員会事務総局　中部事務所（編集担当：総務課）

〒４６０－０００１

名古屋市中区三の丸２－５－１　名古屋合同庁舎第２号館

「公取中部だより」の配信登録、解除、配信アドレスの変更は以下からお願いします。

chubu-soumu@jftc.go.jp

（注）公取中部だよりにおける巻頭言、コラム、解説・ノートについて、意見にかかる箇所は個人的見解です。